

令和3年11月18日

郡市区医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチンの個別接種に係る医療機関の収入に対する
課税関係について (情報提供)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より新型コロナウイルスワクチン個別接種に係る医療機関の収入に対する課税関係について関係省庁への確認を踏まえ、別紙の通り通知が届きましたのでご連絡いたします。

また、日本医師会の通知を参考に、概要として主な内容をまとめた資料を本会にて作成いたしました。よろしければ会員への周知にご活用ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件につきご了知いただくとともに、会員医療機関への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・主な概要「新型コロナウイルスワクチン接種に係る医療機関の収入に対する課税関係について」
- ・日本医師会通知「新型コロナウイルスワクチン個別接種に係る医療機関の収入に対する課税関係について (情報提供)」
- ・日本医師会通知 別紙1「新型コロナウイルスワクチンの個別接種に係る医療機関の収入に対する課税関係について」
- ・日本医師会通知 別紙2「新型コロナウイルスワクチンの個別接種に係る医療機関の収入に対する課税関係について」
- ・日本医師会通知 参考資料「消費税の免税事業者であった医療機関がワクチン接種により課税売上高1,000万円を超えた場合の納税義務」
- ・日本医師会通知 参考資料「社会保険診療報酬の所得税計算の特例 (四段階税制)」

以上

一般社団法人 大阪府医師会 経理課 TEL: 06-6763-7005

主な概要

新型コロナウイルスワクチン接種に係る医療機関の収入に対する課税関係について

日医からの通達を参考に主な概要をまとめたものです。詳細は日医ホームページをご確認ください。

- ワクチン接種対策費負担金（接種の費用）
 - ・単価（2,070円/回）
 - ・時間外加算（+730円）、休日加算（+2,130円）等

「委託料収入」
 消費税：課税（単価+消費税）
 四段階税制：医業収入7千万円にカウントされる

- ワクチン接種促進のための補助金
 - ①「診療所」週100回以上を4週間以上（+2,000円/回）
「診療所」週150回以上を4週間以上（+3,000円/回）
 - ②「診療所・病院」50回以上/日（10万円/日）※①と重複不可
 - ③「診療所・病院」医師・看護師等の派遣についての支援（1人1時間あたり 医師:7,550円、看護師:2,760円）等

「補助金収入」
 消費税：課税されない
 四段階税制：医業収入7千万円にカウントされない

<参考1> 消費税の免税事業者であった医療機関が課税売上1,000万円を超えた場合の納税義務
 (例) 令和3年度と4年度にワクチン接種により課税売上1,000万円超となった場合

	種別	自由診療等売上 (課税売上高)	預かり消費税自由診療×10%	消費税の納税額
令和元年度	免税事業者	500万円	9月まで税率 8% 10月から税率10%	0円
令和2年度	免税事業者	500万円	50万円	0円
令和3年度	免税事業者	1,500万円	150万円	0円
令和4年度	免税事業者	1,500万円	150万円	0円
令和5年度	課税事業者 (※簡易課税を適用)	500万円	50万円	25万円 ※簡易課税適用の場合
令和6年度	課税事業者 (※簡易課税を適用)	500万円	50万円	25万円 ※簡易課税適用の場合
令和7年度	免税事業者	500万円	50万円	0円

※令和5年度に簡易課税を適用するには、令和4年度中に届出書を提出することが必要。

<参考2> 社会保険診療報酬の所得計算の特例（四段階税制）

対象者：社会保険診療報酬が5,000万円以下、かつ**医業収入が7,000万円以下**の医業または
 歯科医業を営む個人または医療法人

<本来の所得計算>

$$\boxed{\text{社会保険診療報酬}} - \boxed{\text{実際の必要経費（損金）}} = \boxed{\text{所得}}$$

<特例>

$$\boxed{\text{社会保険診療報酬}} - \boxed{\text{社会保険診療報酬}} \times \boxed{\text{概算経費率}} = \boxed{\text{所得}}$$

(概算経費率)

社会保険診療報酬	概算経費率
2,500万円以下の部分	72 %
2,500万円超	70
3,000 "	62
4,000 "	57

※本件の詳細については下記URL（日本医師会のホームページ）をご確認ください。

https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/2021zk_59.pdf

(税経 59) (健 II 367)

令和 3 年 10 月 25 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

(公印省略)

新型コロナウイルスワクチンの個別接種に係る医療機関の収入に対する
課税関係について (情報提供)

新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進のための支援策につきましては、令和 3 年 5 月 27 日付文書 (健 II 108F)、6 月 22 日付文書 (健 II 166F)、6 月 24 日付文書 (健 II 174F) 等で貴会にお知らせしているところです。

この度、新型コロナウイルスワクチンの個別接種に係る医療機関の収入に対する課税関係について関係省庁への確認を踏まえ、下記に整理いたしましたので、ご連絡申し上げます。

記

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (接種の費用 (単価 2,070 円、時間外 + 730 円、休日 + 2,130 円の委託料収入)) については、医療機関において消費税の課税売上となります (注)。

(注) 委託料収入は、消費税相当額を加算して請求し入金されるものです。

また、所得税・法人税の四段階税制 (社会保険診療報酬の所得計算の特例) においては、医業収入が 7,000 万円以下であることが要件の一つとされていますが、接種の費用 (委託料収入) は当該医業収入 7,000 万円にカウントされます。

個別接種促進のための支援策として一定回数以上の接種を行う医療機関に支払われる補助金 (新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援) については、消費税は課税対象外となります。

また、四段階税制の要件の一つである医業収入 7,000 万円にはカウントされません。

以上

○ 参考情報

消費税の免税事業者であった医療機関がワクチン接種により自由診療等売上 1,000 万円を超えた場合の納税義務について、別添の参考資料に整理いたしました。

これまで自由診療等の課税売上高が年間 1,000 万円以内であったことにより消費税の免税事業者であった医療機関が、ワクチン接種の収入が増加したことにより課税売上高が年間 1,000 万円を超えることとなる場合、原則としてその翌々年（度）から課税事業者となります。但し、上半期（6 カ月）だけで 1,000 万円を超えた場合には、次の年（度）から課税事業者となります。

その場合、消費税に係る記帳および申告の事務負担を軽減するため簡易課税を適用することが選択肢として考えられますが、簡易課税を適用するには予め届出が必要です。例えば令和 5 年（度）に簡易課税の適用を受けるためには、令和 4 年（度）末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出することが必要となります。

なお、簡易課税制度選択の判断を含め、個別の税務につきましては、税理士又は所轄の税務署等にご相談いただきますよう、お願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・新型コロナウイルスワクチンの個別接種に係る医療機関の収入に対する課税関係について（別紙 1）（別紙 2）
- ・参考資料 消費税の免税事業者であった医療機関がワクチン接種により課税売上高 1,000 万円を超えた場合の納税義務
- ・参考資料 社会保険診療報酬の所得計算の特例（四段階税制概要資料）
- ・国税庁 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する F A Q（抜粋）（消費税関連）
- ・国税庁 平成 25 年 6 月 27 日付課法 2-4 ほか 1 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)の趣旨説明（抜粋）（四段階税制関連）

新型コロナウイルスワクチンの個別接種に係る医療機関の収入に対する課税関係について(別紙1)

厚生労働省健康局健康課予防接種室「新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進策の継続及び職域接種における支援策について」(令和3年6月18日)より

ワクチン接種に係る支援策について(1)

- ワクチン接種にかかる支援策としては、これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した個別接種促進のための財政支援を行ってきたところ。**
当該支援の実施期間を、当面継続する。(①~③)
- 更なるワクチン接種の加速化を図るため、「**職域接種**」において、**医療機関が出張して実施し、一定の条件を満たす場合、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を新たに実施する。(④)**

ワクチン接種対策費負担金(接種の費用)

「委託料収入」

- ・消費税：
課税(単価+消費税)
- ・四段階税制：
医業収入7千万円にカウントされる。

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額: 4,319億円(令和2年度三次補正)

<概要>

- ・単価: 2,070円/回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外: +730円、休日: +2,130円)

【当面継続】



【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額: 3,439億円(令和2年度三次補正等)

<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費等



新型コロナウイルスワクチンの個別接種に係る医療機関の収入に対する課税関係について(別紙2)

厚生労働省健康局健康課予防接種室「新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進策の継続及び職域接種における支援策について」(令和3年6月18日)より

ワクチン接種に係る支援策について(2)

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

◆ 個別接種促進のための追加支援策(①~③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ **【当面継続】**

- ・週100回以上の接種を7月末まで/8・9月/10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円/回
- ・週150回以上の接種を7月末まで/8・9月/10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円/回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通) **【当面継続】**

医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円/日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

- <概要>
- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

- <概要>
- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円
- ※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化 **【当面継続】**

特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上7月末まで/8・9月/10・11月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

◆ 職域接種に対する新たな支援策(④)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円×接種回数を上限に実費補助)

- ・中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

【新規】



企業・大学

個別接種促進のための補助金(①~③)、

「補助金収入」

- ・消費税：課税されない。
- ・四段階税制：医業収入7千万円にカウントされない。

消費税の免税事業者であった医療機関がワクチン接種により課税売上高1,000万円を超えた場合の納税義務

- ・課税売上高（自由診療等売上）が1,000万円を超えると、原則2年後に課税事業者となる。
- ・但し、上半期（6カ月）だけで1,000万円を超えると、次の年度から課税事業者となる。

例：令和3年度と令和4年度にワクチン接種により課税売上1,000万円超となった場合

	種別	自由診療等売上 (課税売上高)	預かり消費税自 由診療×10%	消費税の 納税額
令和元年度	免税事業者	500万円	9月まで税率 8% 10月から税率10%	0円
令和2年度	免税事業者	500万円	50万円	0円
令和3年度	免税事業者	1,500万円	150万円	0円
令和4年度	免税事業者	1,500万円	150万円	0円
令和5年度	課税事業者 (※簡易課税を適用)	500万円	50万円	25万円 ※簡易課税適用の場合
令和6年度	課税事業者 (※簡易課税を適用)	500万円	50万円	25万円 ※簡易課税適用の場合
令和7年度	免税事業者	500万円	50万円	0円

※令和5年度に簡易課税を適用するには、令和4年度中に届出書を提出することが必要。

社会保険診療報酬の所得計算の特例(四段階税制)

1. 趣旨

小規模医療機関の事務負担を軽減することにより、その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

2. 対象者

社会保険診療報酬が5000万円以下、かつ**医業収入が7000万円以下**の医業または歯科医業を営む個人または医療法人。

3. 内容

<本来の所得計算>

$$\boxed{\text{社会保険診療報酬}} - \boxed{\text{実際の必要経費 (損金)}} = \boxed{\text{所得}}$$

<特例>

$$\boxed{\text{社会保険診療報酬}} - \boxed{\text{社会保険診療報酬}} \times \boxed{\text{概算経費率}} = \boxed{\text{所得}}$$

(概算経費率)

社会保険診療報酬			概算経費率
			%
	2,500万円以下の部分		72
2,500万円超	3,000 "	"	70
3,000 "	4,000 "	"	62
4,000 "	5,000 "	"	57